

# 地域連携室だより

## ハイライト

- ・医療費控除について
- ・生館困窮者シンポジウムに参加して
- ・編集後記

# 生活困窮者シンポジウム in 山形

11月16日(土)に済生会支部山形県済生会主催で行われた『生活困窮者問題シンポジウム』に参加してきました。今回は『地方における生活困窮の実態』をテーマに東北福祉大の阿部裕二先生の講演やシンポジストの方々のお話を聞くことができました。私事ですが、大学時代に阿部先生の講義を受けており、なんだか学生のころを思い出しました。やはり先生のお話は興味深い！！

## ☆山形県の特徴として

- 生活保護受給: 山形県 40位 (大阪1位)
- 3世代同居率: 山形県 1位 (東京都47位)
- 自動車所有率: 山形県 1位 (東京都47位)
- 共稼ぎ世帯割合: 山形県 2位 (東京都47位)
- 持ち家比率: 山形県 4位(東京都47位)

- ・所得が少なく独立できない?
- ・公共交通機関が乏しい
- ・就労のためには車が必須
- ・持ち家を処分するのも大変

生活困窮している実態が見えにくい!

## ☆これから

生活困窮者自立支援法に先駆け11月から山形でモデル事業開始！！

## POINT: 包括的な相談支援

今までは対象がカテゴリー別(母子、障がい、高齢)で相談窓口が異なっていた。1人で複数の問題を抱え、制度と制度のはざまに落ちいる人や煩雑すぎて活用できない人もいた。→ **総合的に、訪問支援を含め生活保護になる前から早期に支援する!**

まだまだ伝えたいことがあります…“生活困窮”については地域差が大きいこと、また支援についても地域に根付いたものが必要になってくるのだと実感しました。山形の特徴を踏まえたモデル事業にも期待大です! 山形新聞にも取り上げられていました。皆さんもぜひ注目してみてください!



## 編集後記

朝、夕の冷え込みが厳しくなってきました。寒さに弱い私は朝、布団から出るまで、毎日自分との戦いです。(そして毎朝敗北…。)

私は寒くなると「あ～また雪が降る…」とブルーになってしまうのですが、子どもたちは「雪遊び」「手袋やマフラー」「はく息が白い!」と一つ一つにわくわくしているようです。物事の感じ方って人それぞれだなあと感じます。

起こっていること、事象は同じでもその人その人で感じ方は違います。であれば、楽しい方に自分の感じ方を転換できればもっと生活が楽しくなると思いました。言うは易し、行なうは難し。まずは子どもたちと一緒に「冬」をわくわく過ごすことが目標です。

今年も残すところあと1ヶ月となりました。皆さんにとって2013年はどのような1年でしたか? 1年間の思い出を振り返りながら、今年支払った医療費にも目を向けてみましょう。ということで、今回は医療費控除についてです。参考にしてください。

## 医療費控除について

### ○医療費控除って?

自分や生計を共にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

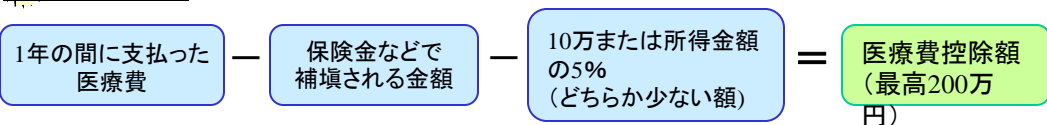
### ○いつからいつまでの医療費が対象になるの?

1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限り対象となります。

### ○窓口は? 手続きの期間は?

窓口は税務署です。ネットのできるe-Tax(www.e-tax.nta.go.jp)があります。手続きの期間は2月中旬から3月中旬の確定申告の時期です。

### ○計算方法は?



### ○控除の対象となるものは?

診療や治療(通院費、義歯などの購入費用なども含まれます)

看護師による療養上の世話

薬品の購入(風邪治療のために使用した一般的な医薬品など)

産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価(=交通機関などを含む通院費。自家用車のガソリン代や駐車代は含まれません)

などなど…上記は控除の対象の一部です。他にも施設・居宅サービスの対価が該当となる場合があります。手続きの際に確認してください。

- ・医師、歯科医師による
- ・保健師や看護師、准看護師による療養上の世話
- ・治療や療養に必要な医薬品
- ・病院、診療所または助産所などを利用した際にかかる